

P POLICE 情報

令和 8 年
9 月 号

- ◆ 自治体広報紙等活用版
- ◆ 秋の全国交通安全運動

… P. 1

… P. 2



こんにちは県警です

サンテレビ

毎月第1土曜日
午前8時30分～(15分間)
9月の放送は9月5日(土)



パトロールニュース

ラジオ関西

55.8 KHzで放送中！
毎週月曜日
午後0時08分ごろ～(約2分間)



ひょうご防犯ネット+(プラス)

兵庫県警察安全安心アプリ！

アプリで犯罪情報や防犯情報
交通事故情報などをお届け！
防犯ブザー、性犯罪対策
などの防犯機能も搭載中！



兵庫県警察ホームページ

兵庫県警察を紹介

県警からのお知らせなど
役立つ情報を配信中！

兵庫県警察

検索



兵庫県警察公式アカウント

防犯・交通・イベント・採用案内など
県警からのお役立ち情報を配信中！

右側の二次元コードをチェック→
ぜひ登録してください！



兵庫県警察
Facebook



兵庫県警察
X (Twitter)



兵庫県警察
YouTube



兵庫県警察
Instagram

兵庫県警察本部県民広報課



自治体広報紙等活用版



【秋の全国交通安全運動】

運動期間 令和8年9月21日(月)から9月30日(水)

- | | |
|-----------------|----------|
| ○「交通安全意識を高める日」 | 9月21日(月) |
| ○「交通事故死ゼロを目指す日」 | 9月30日(水) |

おもいやり横断歩道を指定

- 「おもいやり横断歩道」に指定された横断歩道には、下図のようなシートやステッカーが示されています。
- 「渡れない横断歩道の情報提供メール BOX」により提供された情報や各警察署の管内の交通情勢、住民の要望などにより交通安全対策が必要と認められる横断歩道のうち、主に子どもが登下校時に通学路として利用する横断歩道を中心に県下 61 か所（令和 8 年 5 月末現在）が指定されています。



横断歩道合図（アイズ）運動プラス推進中！！

横断歩道合図（アイズ）運動に横断歩道手前減速運動をプラス！
特に信号機のない横断歩道において実践しよう！！

■ 横断歩道合図（アイズ）運動プラス

● 横断歩道合図（アイズ）運動

横断歩道を渡る場合、歩行者は手を上げて運転者に横断合図（手を上げる動作とアイコンタクト）をしましょう！

運転者は、確実に一時停止して歩行者に対して「渡ってください」の動作とアイコンタクトで合図をしましょう！



● 横断歩道手前減速運動

運転者は、ダイヤモンドマーク（この先に横断歩道または自転車横断帯があること）を見たら、アクセルから足を離し、その先の横断歩道に歩行者などがいた場合に確実に停止できる準備をしましょう！



歩行者の方へ

高齢の歩行者が亡くなった交通事故の半数以上は、自宅から半径 500 メートル以内で発生しています。

自宅近くの通り慣れた道こそ、交通状況を熟知しているだけに油断が生じやすく危険です。

歩行者も交通ルールを守り、しっかり安全確認を行いましょう。

夕方から夜間にかけて外出する際は、ご自身を運転者から早く発見してもらうためにも明るい色の服装を心掛け、反射材や懐中電灯などを活用しましょう。

Information

インフォメーション

令和 8 年 5 月

兵庫県警察

知ってますか？歩行者の交通ルール

赤信号での横断 ※罰則 2万円以下の罰金 または料料	横断歩道付近で 横断歩道を渡らない ※罰則 2万円以下の罰金 または料料	斜め横断 ※罰則 2万円以下の罰金 または料料	歩道等ある道路で 歩道等を歩かない ※罰則 2万円以下の罰金 または料料
車両の直前・直後の横断 ※罰則 2万円以下の罰金 または料料	横断禁止場所 での横断 ※罰則 2万円以下の罰金 または料料	道路で寝る等 しない ※罰則 5万円以下の罰金	遮断踏切に 立ち入る ※罰則 1万円以下の料料

横断歩道は歩行者優先！！

★守りましょう横断歩道での交通ルール★

○ 実践しよう横断歩道合図（アイズ）運動プラス

横断歩道合図（アイズ）運動

① 道路を横断する時は横断歩道のあるところを渡りましょう。

② 横断歩道を渡る場合、歩行者は接近して来る車のドライバーに合図を送りましょう。（手を挙げる動作とアイコンタクト）

③ ドライバーは歩行者に「渡ってください」の横断合図を送りましょう。（手を挙げる動作とアイコンタクト）

④ 歩行者は安全確認し、横断歩道を渡りましょう。ドライバーは、歩行者が通過するのを確認した後、発進しましょう。

横断歩道手前減速運動

ダイヤマークは「この先に横断歩道または自転車横断帯があること」を意味しています。このマークを見たらアクセルから足を離し、その先の横断歩道に歩行者等がいた場合に確実に停止できる準備をしましょう。

これ違反です

横断歩道等またはその手前の直前で停止している車等がある場合は一時停止しなければなりません。

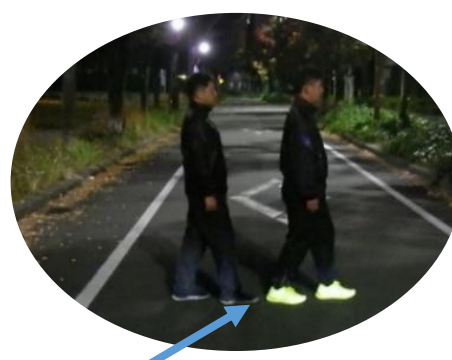
明るい服装と反射材の活用

早朝や薄暮、夜間などに外出する際は、**明るい服装**（白色、黄色など）と**反射材**を着用し、運転者に自分の存在をアピールしましょう。



人がいるの見えるか？

反射材が入っている靴



ライトなしで見えやすい色は白色・黄色です！
色によって見え方が違うので明るい服を着用しましょう。



服装の色別に見えるまでの距離を比べて見ると…



ヘッドライト
下向き（ロービーム）

黒っぽい服装
約 2.6 m

明るい服装
約 3.8 m

反射材着用
5.7 m以上

※ 車のヘッドライト右側の角度は対向車に眩しくないよう、左側より少し下向きに照射されるようになっています

ハイビームの活用 ～原則ハイビーム～

秋季・冬季（９月～２月）のライト点灯推奨時間は午後４時です。

運転者は夕暮れ時の早めのライト点灯を実践し、ハイビームを活用して歩行者や自転車の早期発見に努めましょう。

また、自転車を運転する場合も同様に、早めのライト点灯をお願いします。

季節	点灯推奨時間
秋季・冬季（９月～２月）	午後４時
春季（３月～５月）	午後５時
夏季（６月～８月）	午後６時

■ ハイビームとロービームの違い

- ハイビーム（上向き）…正式名称は「走行用前照灯」

照射距離約 100 メートル



- ロービーム（下向き）…正式名称は「すれ違い用前照灯」

照射距離約 40 メートル



暗い道ではハイビームを活用し、歩行者を早期に発見すれば、悲惨な事故を回避することができます。

運転者はハイビームの活用をお願いします。

夜間の安全運転のポイント

- 1 暗い道で対向車や先行車がない場合は、ハイビームを活用
- 2 交通量の多い市街地などを走行する場合や対向車や先行車がいる場合は、ロービームに切り替えて走行
※ 対向車が自転車の場合も確実にロービームに切り替えましょう。
- 3 昼間より速度を落とした運転

「飲酒運転追放宣言」賛同事業所の募集

■ 目的

飲酒運転を許さない兵庫づくりを推進するため、酒類などを提供する事業者などが自主的に飲酒運転の根絶に向け「飲酒運転追放宣言」を行うとともに、宣言書を店内などに掲示することにより、関係者の主体的な取組を広くアピールして、社会全体で飲酒運転は許さないという気運を醸成します。

■ 対象（県内の事業所）

飲食業や酒販業、駐車事業及び運送業などの酒又は車両を取り扱う事業所です。

■ 募集方法

● 兵庫県県民生活部くらし安全課交通安全対策班への応募

兵庫県ホームページに掲載の「飲酒運転追放宣言」賛同ページ（電子申請システム）にアクセスし、必要事項を直接入力・選択して応募する方法と、兵庫県ホームページに掲載の賛同書（様式1号）に必要事項を記入（入力）し、応募先までメール又はFAXで送付する方法があります。

後日、賛同書に記入されたご住所に宣言書を郵送します。

● 警察署交通課窓口（交通総務係）への応募

賛同書を近くの警察署へ持ち込み、申し込むことができます。

賛同書をお持ちでない場合、窓口の警察官に申し出てください。

後日、警察署から宣言書をお渡しします。

【応募先】

〒650-8567（固定郵便番号のため住所省略可）

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県県民生活部くらし安全課交通安全対策班

TEL：078-362-3879（直通）

FAX：078-362-4465

MAIL：seikatsuanzen@pref.hyogo.lg.jp

飲酒運転情報提供メール等の利用

兵庫県警察ホームページでは

- ・ 飲酒運転情報提供メール
- ・ あおり運転情報提供メール

を運用しています。

悪質・危険な飲酒運転やあおり運転を絶対に許さないためにも情報提供をお願いします。

- ※ 緊急性がある場合は、110 番通報をお願いします。
- ※ 自転車・特定小型原動機付自転車も飲酒運転になります。

道路でもフェアプレーを

飲酒運転は一発退場！

ヴィッセル神戸
山川 哲史 選手
(尼崎市出身)

©VISSEL KOBE

運転者に対する処罰		罰則	違反点数	処分
酒酔い	0.5mg/ℓ以上又はアルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態	5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金	35点	免許取消し
酒気帯び	0.25mg/ℓ～0.5mg/ℓ未満	3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金	25点	免許取消し
	0.15mg/ℓ～0.25mg/ℓ未満	3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金	13点	免許停止

周辺者に対する処罰		車両提供者	酒類提供・車両の同乗
運転者が酒酔い運転	5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金	3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金	
運転者が酒気帯び運転	3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金	2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金	

※自転車・特定小型原動機付自転車・周辺者に対しては、点数制度によらない運転免許への行政処分が科せられることがあります。

一般財団法人兵庫県交通安全協会・一般社団法人兵庫県自家用自動車協会連合会・兵庫県警察

全ての座席でシートベルト、チャイルドシートを着用しましょう

シートベルトは、交通事故に遭った場合の被害を大幅に軽減するとともに、正しい運転姿勢を保たせることにより疲労を軽減させるなど、様々な効果があります。

シートベルトを備えている自動車を運転するときは、運転者自身がこれを着用するとともに、助手席や後部座席の同乗者にもこれを着用させなければなりません（病気などのやむを得ない理由がある場合を除く）。

また、6歳未満の子どもに対してはチャイルドシートを使用することはもちろん、チャイルドシートの確実な装着やハーネス（肩ベルト）をしっかり締めるなどの適切な使用をお願いします。

体格などの事情によりシートベルトを適切に着用することができない場合は、6歳以上の子どもであってもチャイルドシートの着用をお願いします。

シートベルト・チャイルドシートは 体格に合わせ、 正しい姿勢で 使用しましょう！

6歳以上でもチャイルドシートを使用するなど、身長[※]などの体格に合わせましょう。

※日本自動車工業会や日本自動車連盟において、身長150cm未満を目安として推奨

ベルトは首や腹部にかからないようにし、腰をしっかり固定しましょう。

画像提供：日本自動車連盟（JAF）
モデル身長140cm

NG



首が危険！
お腹が危険！

学童用チャイルドシートを使用していない場合

大人用シートベルトでは首やお腹にベルトがかかって危険です

OK



肩にかかる
骨盤にかかる

学童用チャイルドシートを使用した場合

ベルトが首にかからず、腰部をしっかり支えます

事故時の危険の詳細は裏面に！▶▶▶

シートベルト・チャイルドシート着用推進協議会

自転車の交通事故防止

自転車は、幼児から高齢者まで幅広い層が多様な用途で利用することができる身近で手軽な環境にやさしい交通手段です。

自転車乗車中の交通事故では、多くが自転車側にも法令違反が認められることから、自転車利用時には交通ルールをしっかりと守りましょう。

2026年4月1日から

～ 自転車への**青切符**の導入！～

交通反則通告制度

対象は**16歳以上**！



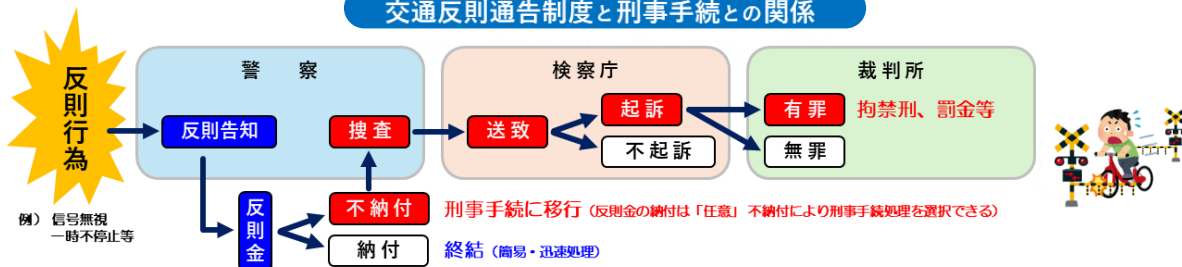
詳しくは
こちら



令和8年4月1日に施行される
自転車をはじめとする軽車両の反則行為と反則金の額

反則行為の種類		反則金の額 (円)	反則行為の種類		反則金の額 (円)
携帯電話使用等(保持) ※1		12,000	指定横断等禁止違反		
放置 駐停車 違反	駐停車禁止 場所等	12,000	車間距離不保持		
	高齢運転者等専用場所等	12,000	進路変更禁止違反		
	上記以外	10,000	追い付かれた車両の義務違反		
	駐停車禁止 場所等	11,000	乗合自動車発進妨害		
高齢運転者等専用場所等		11,000	割込み等		
上記以外		9,000	交差点左右折等合図車妨害		
遮断踏切立入り		7,000	交差点優先車妨害		
速度 超過	25km以上30km未満	12,000	緊急車妨害等		
	20km以上25km未満	10,000	交差点等進入禁止違反		
	15km以上20km未満	7,000	無灯火		
	15km未満	6,000	減光等義務違反		5,000
駐停車 違反	駐停車禁止 場所等	9,000	合図不履行 ※1		
	上記以外	7,000	合図制限違反 ※1		
	駐停車禁止 場所等	8,000	警音器吹鳴義務違反 ※1		
	上記以外	6,000	乗車積載方法違反		
信号無視 赤色等		6,000	軽車両整備不良		
点滅		5,000	自転車制動装置不良 ※1		
通行区分違反			泥はね運転		
追越し違反			転落等防止措置義務違反		
踏切不停止等			転落積載物等危険防止措置義務違反		
交差点安全進行義務違反		6,000	安全不確認ドア開放等		
環状交差点安全進行義務違反			停止措置義務違反		
横断歩行者等妨害等			公安委員会遵守事項違反		
安全運転義務違反			通行許可条件違反		
通行禁止違反			歩道徐行等義務違反 ※2		
歩行者用道路徐行違反			路側帯進行方法違反		
歩行者等側方安全通過義務違反			並進禁止違反		
急ブレーキ禁止違反			軌道敷内違反		
法定横断等禁止違反			道路外出右左折方法違反		
路面電車後方不停止			交差点右左折方法違反		3,000
優先道路通行車妨害等			環状交差点左折等方法違反		
環状交差点通行車妨害等		5,000	軽車両乗車積載制限違反		
徐行場所違反			制限外許可条件違反		
指定場所一時不停止等			原付等牽引違反		
幼児等通行妨害			自転車道通行義務違反 ※2		
安全地帯徐行違反			警音器使用制限違反		
被側方通過車義務違反					
通行帯違反					
道路外出右左折合図車妨害					

交通反則通告制度と刑事手続との関係



自転車による酒酔い運転・酒気帯び運転、妨害運転といった重大な違反は、反則行為に該当せず、これまでと同様に刑事手続により処理されます。

ご注意ください！

それ **詐欺** です！

～ 自転車への **青切符** 制度を 悪用した **詐欺** 発生～

16歳以上の自転車の交通違反に反則金納付を通告できる交通反則通告（青切符）制度を悪用し、「違反だから2,000円を支払う必要がある」等と言われ、その場で現金をだまし取られる詐欺被害が、他県で発生しています！

にせもの警察官



警察官が

**違反者から直接反則金を
受け取ることはありません！**



交通反則通告制度（青切符）の正しい納付手順



兵庫県警察本部 交通部 交通企画課

法定速度の引き下げ

令和8年9月1日から生活道路（主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路）の法定速度が60km/hから30km/hに引き下げられます。

道路標識や道路標示で最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。

決められた速度の範囲内であっても、天候や見通しの良し悪し、交通量や路面状況などに応じて、安全な速度で走りましょう。

生活道路※における自動車の法定速度が引き下げられます!!

※ここでの「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことです。

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行

60 km/h → 30 km/h

▽ 以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです ▽

- 1 道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- 2 道路の横断上又は橋その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- 3 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- 4 自動車専用道路

◆道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

◆決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。

警察庁・兵庫県警察

《交通企画課》